

文化フォーラム春日井

# 視聴覚ホール

利用案内

# 目次

1

## 施設概要

- ▶文化フォーラム春日井について
- ▶視聴覚ホールについて
- ▶施設平面図
- ▶客席図

2

## 利用区分・使用料

- ▶ホール使用料
- ▶参考プラン

3

## 附属設備・備品

- ▶有料備品
- ▶無料備品

4

## 利用の流れ

- 1) 施設空き状況の確認
- 2) 利用本申請・使用料支払い  
    初日受付（抽選会）について
- 3) チラシの原稿確認
- 4) チラシ配架・ポスター掲示
- 5) 事前準備
- 6) 利用打合せ
- 7) 利用当日

5

## その他

6

## 利用に関わる条例など

# 1. 施設概要

## 文化フォーラム春日井について

### 施設情報

開館時間	9:00~21:30
休館日	月曜日（祝休日の場合、翌平日） 年末年始（12月29日～翌年1月3日） ※その他、設備の点検等のために臨時休館することがあります。
貸館施設 他施設	「視聴覚ホール」「ギャラリー」「会議室」「文化活動室」「和室」 「図書館」「交流アトリウム」「文化情報プラザ」「カフェ」 「自分史センター」「屋上庭園スカイフォーラム」等
駐車場	文化フォーラム春日井地下駐車場（168台） 当館は複合施設であり、駐車場は共有となります。駐車台数には限りがあるため、催物を開催される際には、公共交通機関の利用や自動車の相乗り等をご案内ください。

### 利用の範囲

#### 1. 文化芸術の振興を目的とした催物

##### 文化芸術事業（文化芸術基本法より）

- ・芸術 : 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、デザイン等その他の芸術
- ・メディア芸術 : 映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能 : 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組舞（琉球舞踊劇）その他の日本古来の伝統的な芸能
- ・芸能 : 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ・生活文化 : 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽 : 囲碁、将棋、その他国民的娯楽、出版物、レコード等
- ・文化財等 : 有形及び無形の文化財、並びにその保存技術
- ・地域の文化芸術 : 地域固有の伝統芸能、民俗芸能（地域の人々によって行われる民族的な芸能）

#### 2. 文化芸術の継承・発展・創造を目的とした連携事業

##### 連携事業（文化芸術基本法より）

文化芸術により生み出される様々な価値を継承・発展・創造するための、各関連分野との有機的な連携事業 ▶ 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育等

※文化芸術の振興を目的とした利用を優先するため、文化芸術事業の初日受付後の13時から連携事業の申込を受付けます

# 1. 施設概要

## 視聴覚ホールについて

### 客席席

プロセニアム形式	198席(定員)
前部席	72席(キャスター可動式)
後部席	126席(ロールバック可動式)
平土間形式	約280名(定員)
間口	13.25×奥行17m(舞台部分含む) 13.25×奥行13m(客席部分のみ)

### 舞台

間口×奥行×高さ	9.28×4.02×3.4m (実効数8.10×3.60×3.2m) ※舞台高0.6mの場合。実行は固定幕を含まない寸法。
舞台床高さ	0~0.6m
スノコまでの高さ	4.43m
バトン飛切り	4.30m
引き割り幕開閉時間	9秒

### 残響時間

	空席	満席 (※推定)
座席設置、幕設置	0.57秒	0.49秒
座席格納、幕格納	0.80秒	—

### 控室

テーブル・椅子・鍵付ロッカーあり  
控室B 約8.5畳  
控室C 約8.3畳  
※控室B、Cは一体型の利用も可能です

### 舞台袖扉

間口1.27×高さ2.46m

### 映像

埋込型スクリーン (150型) 1.86m×3.32m  
自立型スクリーン 1.53m×2.05m  
映写室からスクリーンまでの距離 約20.0m  
映写室から Horizont幕までの距離 約19.6m

### 搬入口

ギャラリーとの共用になります。  
間口×高さ 4.05m×3.50m  
駐車可能面積 普通乗用車2台

【参考写真】



客席



舞台（高さ：0cm）  
大黒幕



舞台（高さ：60cm）  
 Horizont幕



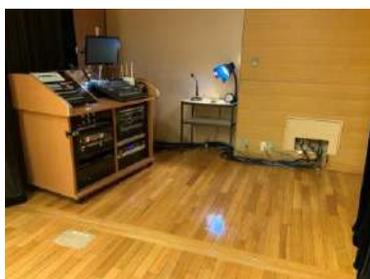
前列収納



全席収納



大臣収納



下手袖内



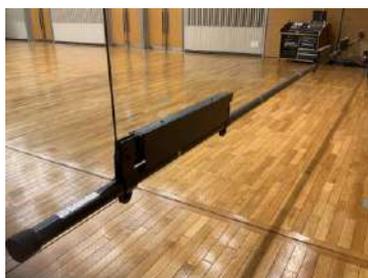
埋込型スクリーン



自立型スクリーン



調整室



道具バトン／吊荷重300kg

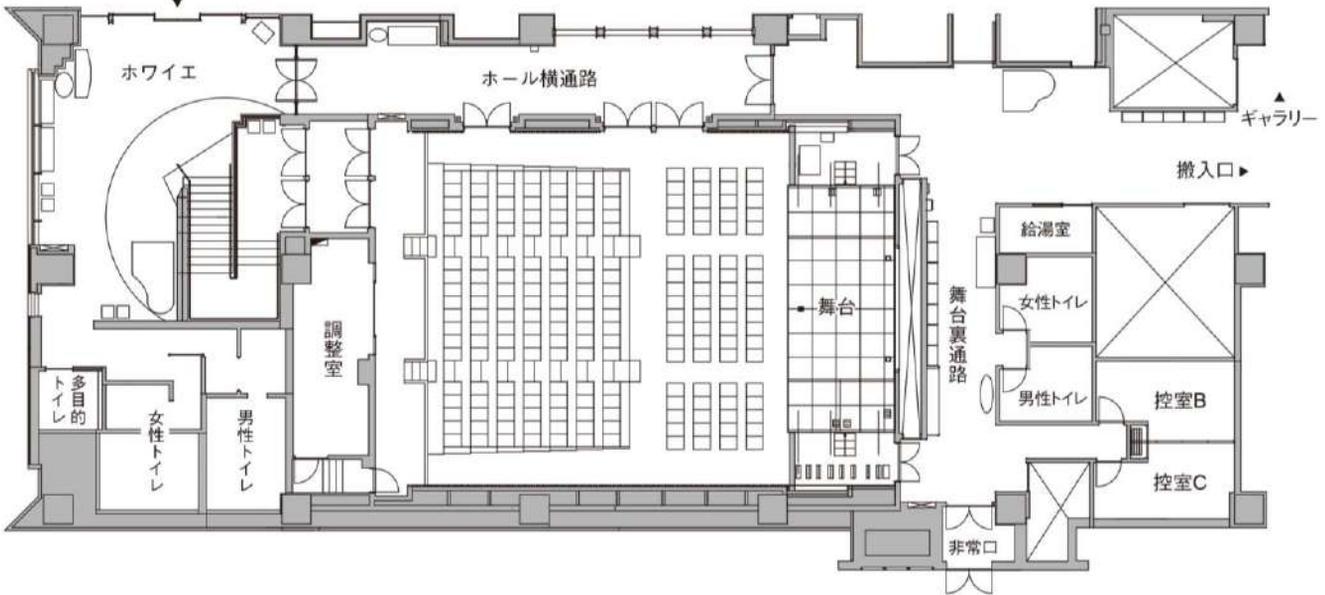


照明バトン／吊荷重400kg

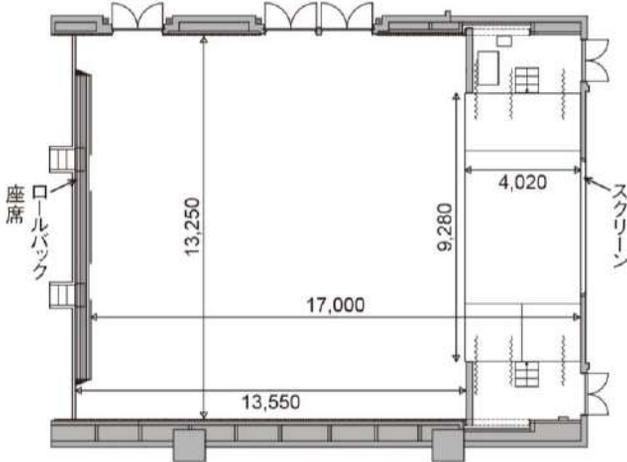
# 1. 施設概要

## 施設平面図

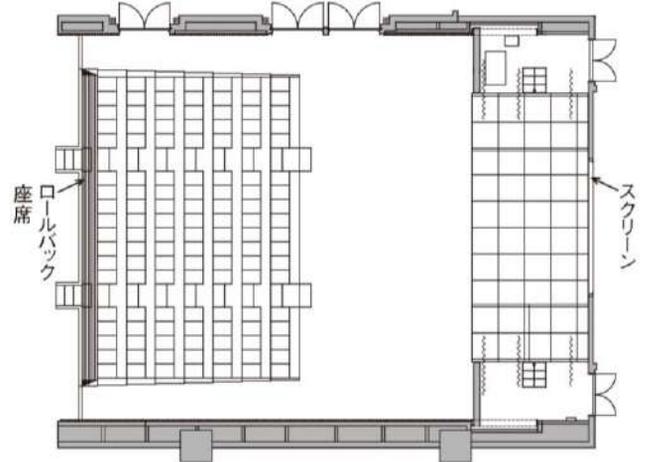
視聴覚ホール 全体図



視聴覚ホール 平土間形式(全席収納)



視聴覚ホール 前部席なし



【参考写真】



ホール横通路



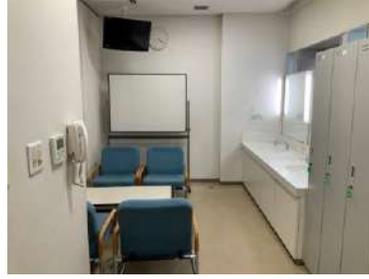
コインロッカー



ホワイエ



控室B



控室C



給湯室



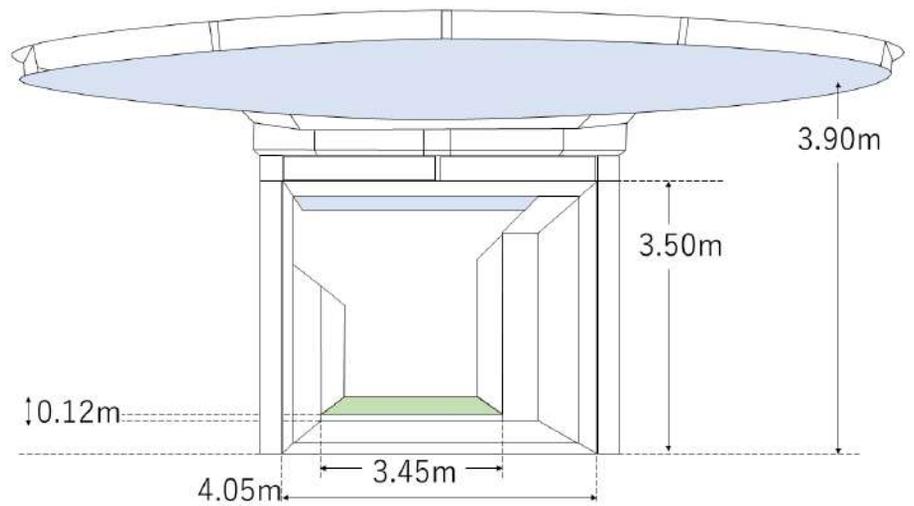
搬入口(外観)



搬入口・バックヤード



舞台袖扉・バックヤード

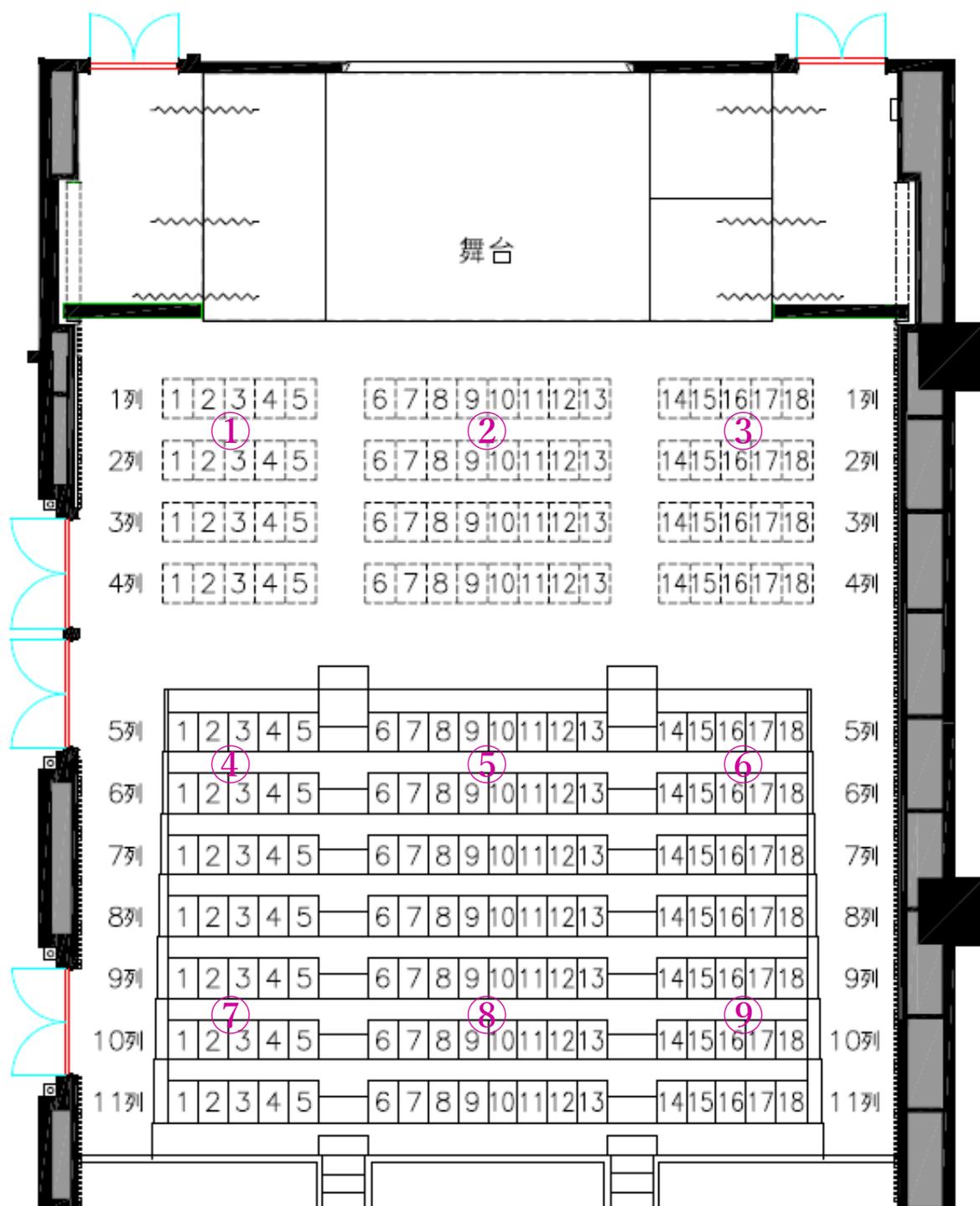


# 1. 施設概要

## 客席図

総座席数198席

- 1～4列 72席
- 5～11列 126席



【客席ごとの舞台の見え方】

①



2列 2-3番

②



2列 9-10番

③



2列16-17番

④



5列 2-3番

⑤



5列 9-10番

⑥



5列16-17番

⑦



10列 2-3番

⑧



10列 9-10番

⑨



10列16-17番

## 2. 利用区分・使用料

### ホール使用料

(単位：円)

利用区分	時間	施設使用料
午前	9：00～12：00	7,000円
午後	13：00～17：00	9,400円
夜間	17：30～21：30	9,400円
午前+午後	9：00～17：00	16,400円
午後+夜間	13：00～21：30	18,800円
全日	9：00～21：30	25,800円

#### ホールの使用について

最長3日間まで連続してご利用いただけます(休館日は含みません)。

ご利用時間には準備と後片付けに要する時間を含みます。

原則として利用時間を延長することはできませんが、当日、トラブル等で予定していたスケジュールが変わってしまった場合に限り、他の利用に支障がないと認められるときは超過または繰上することができます。ただし、超過または繰上時間1時間につき、夜間区分にかかる使用料の2割に相当する額をいただきます。

#### 還付について

お支払いいただいた使用料は、条件により以下のとおり還付いたします。

- ◆公共の福祉のため、やむを得ない理由により、市長が利用許可を取消し、または中止を命じたとき。また、災害その他利用者の責めに帰さない理由により利用ができなくなったとき。

→ 使用料の全額を還付

- ◆利用者が利用日の10日前までに利用の取消し、または許可事項の変更を申し出た場合において、相当の理由があると市長が認めるとき。

①利用日の30日前までに取消し、または変更の申請があった場合。

→ 使用料の100%を還付

②利用日の20日前までに取消、または変更の申請のあった場合。

→ 使用料の70%を還付

③利用日の10日前までに取消、または変更の申請のあった場合。

→ 使用料の30%を還付

## 参考プラン

※視聴覚ホールの附属備品については、P.10,11をご参照ください。

① ピアノ発表会		* 午前リハーサル・午後本番利用を想定
ホール使用料	16,400円	午前7,000円 午後9,400円
フルコンサートピアノ（2区分）	8,240円	4,120円×2区分
合計	24,640円	

※その他、基本の照明セット、音声拡声装置、ワイヤレスマイクロフォン、控室、ピアノ補助ペダルを始めとした備品は無料で使用できます。

② 映画上映会 + 講演会		* 前日準備・当日2回上映を想定
ホール使用料	25,800円	(前日)夜間9,400円 (当日)午前7,000円 (当日)午後9,400円
プロジェクター（3区分）	6,180円	2,060円×3区分
合計	31,980円	

※その他、スクリーン、DVD・BDプレイヤー、音声拡声装置、ワイヤレスマイクロフォン、マイクスタンド、演台、司会台、控室、給湯室などは無料で使用できます。

## これまでの利用実績



演奏会



映画上映



演劇公演



展示会



講演会



ダンスワークショップ

### 3. 附属設備・備品

#### 有料備品

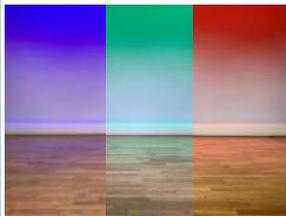
※サイズ表記は縦×横×高さ

		
フルコンサートピアノ YAMAHA CF-III	グランドピアノ KAWAI RXA	展示パネル
2750×1600×1030mm 1台 @4,120円/区分	1970×1520×1010mm 1台 @2,060円/区分	2090×1190mm 20枚 @50円/区分

	
プロジェクター(据置型)	プロジェクター(可搬型)
Panasonic DZ-8700 ズームレンズ有 @2,060円/区分	Panasonic PT-4000 ズームレンズ有 @2,060円/区分

※視聴覚ホールの附属備品で使用料が発生するものは、上記6点のみです。

#### 無料備品

			
ワイヤレスマイク	マイクスタンド	ライト 1Kw型 常吊 (LED)	LEDカラーアッパー 水平ライト
ハンド型 7本 ピン型 2台 ※その他、有線マイク 2本。	ストレート 3本 ブーム 1本 卓上 3本	シーリング 凸5台 フロント上下 フレネル各 3台	赤・緑・青・白

# 無料備品

※サイズ表記は縦×横×高さ

			
ピアノ足台	譜面台	演台	司会台
高さ17~26cm 可動範囲 9cm	MANHASSET オーケストラタイプ 20本 高さ：770~1320mm	700×1000×1050mm (天板高900)	300×380×約1000mm
			
折りたたみ机*	メッシュ椅子	平台・開脚	吊看板下地
450×1500×700mm 20台	33脚	平台3×6×0.4尺 33枚 開脚3×1.6尺 6脚 3×0.6尺 51脚	60×180cm 3台まで接続可
			
託児用マット	案内掲示板	サインスタンド	パーテーション
955×955mm (ジョイント部除く) 黄、緑、赤、青、モカ ベージュ、ブラウン	A3横サイズ 高さ：1300mm 7本	420×860mm キャスター付 7台	16本

※その他移動機材は各設備一覧表を参照

舞台備品一覧表 ▶



音響設備一覧表 ▶



照明設備一覧表 ▶



## 4. 利用の流れ

# 1. 施設空き状況の確認

お電話、もしくは当財団HPにて、施設の空き状況をご確認ください。また、初日受付後はお電話にて仮押さえも可能です。仮押さえ後、1週間以内に本申請をお願いいたします。

- ◆ 電話：0568-85-6868（文化フォーラム春日井）
- ◆ 財団HP：<https://www.kasugai-bunka.jp>



←空き状況ページ直接リンク

# 2. 利用本申請・使用料支払い

### 提出書類

- ① 文芸館利用許可申請書
- ② 施設使用料
- ③ ご利用内容確認書

### 申請方法

- ◆ 窓口受付：文化フォーラム春日井 2階・事務所にお越しください  
(9:00~17:00 ※休館日除く)
- ◆ 郵送・FAX・Eメール：財団HPより申請書類をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、お送りください。（送先は本誌裏面参照）  
※お申込みの際、催し物の内容について詳しくお尋ねすることがありますので、利用内容を十分把握している方がお手続き願います。  
※使用料の支払いは、窓口現金支払いのほか、銀行振込も可能です。  
※文芸館利用許可書に領収印を押印いたしますが、領収書が別途必要な方は、お申し出ください。

### 受付期間

- 利用希望日の属する月の6ヶ月前の初日～利用希望日の3日前まで
- ※月の初日が休館日に当たる場合は、その直後の開館日。
- ※利用日が近い場合も、施設が空いており、尚且つ運営上支障がない場合はご利用いただける場合がございます。施設サービスグループまでご相談ください。
- ※月をまたぐ連続した2日以上利用の場合は、ご利用初日が属する月の6ヶ月前の初日

月をまたぐ例	月	火	水	木	金	土	日
前年8月1日 から申込可	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
前年9月1日 から申込可	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8

## ◆初日受付（抽選会）について

利用受付開始月の初日のみ、抽選による受付を行います（以下、「初日受付」）。利用希望団体の申込みを毎月初日に一括して受け付けし、利用者の希望が重なった場合は、くじ引きによる抽選を行います。

なお、文化芸術の振興を目的とした催物を優先するため、連携事業については初日受付の抽選開始時間が異なります（P.1を参照）。初日受付後は、随時申し込みを受け付けします。

**日 時** 利用希望日の属する月の6ヶ月前の初日（抽選会参加受付は開始時間の30分前から）  
 抽選開始時間 （ア）文化芸術事業 9：00～  
 （イ）連携事業 13：00～

**場 所** 文化フォーラム春日井2階 事務室前

- 手 順**
- ①（ア）8時30分～9時の間、（イ）12時30分～13時の間に、抽選参加申込をしてください。
  - ②（ア）9時（イ）13時の時点で利用希望区分が重ならなかった団体は利用決定となります。
  - ③ 利用希望が重なった区分は「抽選対象枠」となります。

例）下図のように4団体の希望があった場合、「AとB」「CとD」各々だけで抽選をするのではなく、重なる部分すべてを抽選対象枠として、一括して抽選を行います。

15日（金）			16日（土）			17日（日）		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		■	A	■				
B		■						
						■ C		
				■		■ D		

- ④ 抽選対象となる団体に、抽選参加申込をされた順に、くじを引いていただきます。
- ⑤ くじの1番を引かれた団体から順番に、抽選対象枠の中から利用区分を押さえていただき、利用決定となります。
- ⑥ 抽選対象枠内に利用されたい区分がなくなってしまった場合は、すべての抽選が終わった後、第2抽選会（手順は同じ）にご参加いただけます。
- ⑦ 利用が決定した団体から、申請手続きを行います。抽選のため、当日は使用料を持ち合わせていない場合は、1週間以内に本申請・お支払いをするという条件で、仮押さえも可能です。

### 注意事項

- ・ 1つの催物に複数人または複数団体で申し込むことはできません。
- ・ 抽選に漏れた方への配慮のため、抽選後、申込内容（主催者、日程、催し物の内容等）の変更・キャンセルはできません。

## 4. 利用の流れ

# 3. チラシの原稿確認

チラシ等を作成される場合は、次の通り原稿を確認させていただきます。

**提出書類** チラシ・ポスター等、広報物のデザイン案

**提出期限** 印刷する前（確認前に印刷してしまうと、修正があった場合に対応できません）

**留意事項**

- ・主催者の名前・連絡先を必ず明記してください。
- ・会場には「文化フォーラム春日井・」を付けてください。  
例：文化フォーラム春日井・視聴覚ホール
- ・地図掲載には、文化財団HP内「アクセス」の地図データをご利用ください。
- ・主催者・開催日時・入場料の有無を必ず明記してください。
- ・DMには、差出人の住所氏名を明記してください。差出人が無記載の場合「あて先不明」として文化フォーラム春日井に返送されてしまいます。

施設利用者向けに、広報支援サービスをご用意しています。（要申請）

1. イベントカレンダー・文化財団HPへの掲載（無料）
  2. 公演チケットの委託販売（有料）
  3. 広報誌「FORUM PRESS」への広告掲載（有料）
  4. 文化財団 友の会PiPi会員への公演チラシ発送（条件つき 無料）
- ※催し物の宣伝・広報は、施設利用承認後にお願いします。

# 4. チラシ配架・ポスター掲示

**チラシ配架** 市民会館及び文化フォーラム春日井・文化情報プラザのチラシ棚に配架

**ポスター掲示** 市民会館及び文化フォーラム春日井内のポスターケース等に掲示

## 5. 事前準備 (必要な場合)

### 後援

かすがい市民文化財団の後援を取られたい場合は、ご相談ください。

### 前売券販売

前売りチケットの委託販売を承っております。

- ・販売場所 : 文化フォーラム春日井2階・チケットカウンター
- ・販売手数料: チケットカウンターでの売上総額の10%
- ・申込方法 : 文化フォーラム春日井2階・事務室にてお申込みください。
- ・その他 : 当日券の販売はお受けできません。

### 調律依頼

ピアノを使用予定で、調律が必要な場合は、利用者様にてご手配ください。

※調律は必須ではありませんが、使用される時点でのピッチ保証はできかねます。

### 届出関係

禁止行為の解除承認申請: スモークマシンや裸火は、火災報知器を停止できないため使用できません。

音楽著作物の使用申請 : 音楽著作物等を使用される場合は、JASRAC等に申請が必要です。申請は利用者様ご自身でお願いします。詳しくは、JASRACホームページをご確認ください。

物品販売等承認願 : 催物に関する物品のみ、販売することができます。

- ・提出書類 ▶物品販売等承認願
- ・販売物例 ▶コンサートで演奏される曲のCDや楽譜  
講演会講師が著述した書籍  
劇団の関連グッズ

### 打合日調整

利用当日の約1ヶ月前に、具体的な利用内容やタイムスケジュール等の事前打ち合わせをいたします。打合せ日を調整するため、ご都合の良い日をホール担当者までご連絡ください。

なお、舞台音響照明の業者さんを手配される場合は、内容が専門的になることが多いため、直接、ホール担当者と打合せをした方がスムーズな場合がございます。その場合は、業者さんから直接ご連絡いただいても構いません。

## 4. 利用の流れ

# 6. 利用打合せ

---

### 打合内容

利用内容の具体的な打合せをさせていただきます。下記についてお伺いしますので、事前にご計画をお願いします。

- 利用期間のタイムスケジュール
- 人員配置
- 舞台・音響・照明等のプラン（業者委託される場合は手配）
- ピアノ調律手配
- 写真・ビデオ撮影手配
- 使用控室
- 駐車場の利用
- 食事手配

その他、ご不明な点や演出方法で悩まれていることなどございましたら、お気軽にご相談ください。

### 提出書類

提出を指定する書類は特にございませんが、打合せの参考になるような資料があれば、お持ちください。

# 7. 利用当日

---

- ・ご利用時間になりましたら、文化フォーラム春日井・視聴覚ホールにお越しください。  
職員が施設の鍵を開けにまいります。
- ・ご利用日に追加・変更した附属設備などの使用料は、ご利用最終日のお帰りまでに現金でお支払いください。
- ・お帰りの際には使用した貸出備品を元の位置に戻していただいた後、職員とともに忘れ物がないか等のチェックを行ってください。また、「ご利用確認カード」に利用人数をご記入ください。

## 5. その他

### 駐車場

下記駐車場は、近隣の公共施設との共有駐車場です。あらかじめご了承ください。  
※選挙や緊急修繕のため、ご利用いただけない場合もあります。

#### ◆文化フォーラム春日井地下駐車場

利用時間	8：30～21：30
駐車可能台数	168台
高さ制限	2.2m

### 入館時間

みなさまが利用される前に、職員による施設の設備稼働チェックを行っています。  
チェックが完了するまでは入館できませんのでご了承ください。利用時間は関係者全員に周知をお願いします

### 貼り紙

チラシ・ポスター等をホワイエに掲示することができます。職員へお申し出の上、  
掲示用看板をご利用ください。

※ガラスや扉へ直接貼り付けることはご遠慮ください。

※ガムテープ、セロテープの使用は原則禁止です。養生テープをご利用ください。

### 飲食

客席内での飲食はご遠慮ください。来場者の飲食はホワイエ、関係者の飲食は控室をご利用ください。

### 喫煙

健康増進法により、館内での喫煙は禁止となっています。館外の指定喫煙所をご利用ください。

### 車椅子貸出

館内には、無料貸出し用の車椅子がございます。ご利用の際は、文化フォーラム春日井2階・事務室でお申付けください。台数に限りがございますので、事前にご連絡いただけましたらあらかじめご用意させていただきます。

### 授乳室

文化フォーラム春日井3階エレベーターを降りて右手、児童書コーナー奥にございます。扉は施錠可能です。

利用時間	9：00～20：00
設備	おむつ交換台、洗面台

### ◆ゴミについて

---

- ・催し物の際に出たゴミは、主催者がお持ち帰りください。施設内のゴミ箱には捨てていかないでください。

### ◆飲食について

---

- ・施設内での飲食は制限されております。飲食の際は指定の場所をお願いいたします。

### ◆物販について

---

- ・物品販売等は、催し物に関係のあるもののみとします。
- ・事前に「物品販売等承認願」を提出してください。
- ・物品販売等の場所の設営にあたっては、職員の指示に従ってください。

### ◆音について

---

- ・バックヤードなど、施設内共用部での音出し、楽器演奏はご遠慮ください。
- ・他の施設に音が響く大音量、和太鼓やバスドラム等、低周波音が響く楽器の演奏は、使用を制限させていただく場合がございます。ご了承ください。

### ◆災害・緊急時の対応について

---

- ・非常時に備え、通路や非常口およびAED、消防設備（消火栓、消火器等）の遮へいなどはしないようにしてください。
- ・事故、災害、緊急事態が発生した場合、速やかに事務所に連絡し、指示に従ってください。
- ・台風接近等に伴い市内に「特別警報」が発表、または地域に「警戒レベル4 避難指示」が発令された場合など、施設が閉館になる場合がございます。催事中止の判断は、当財団が掲げる条件をもとに催事開場時間の2時間前に判定することとし、判定結果を踏まえた上で、催事の主催者と施設で協議の上決定します。

### ◆新型コロナウイルス対策について

---

- ・文化フォーラム春日井では、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの通り運営させていただきます。



←ガイドライン直接リンク

### ◆利用の不許可

#### 【春日井市文芸館条例 第5条】

次のいずれかに該当するときは利用を許可しないことがあります。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 文芸館をき損し、または滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 文芸館の管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他財団理事長が適当でないとき。

## 6. 利用に関わる条例など

### ◆利用の許可の取消等 【春日井市文芸館条例 第8条】

次のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用の中止若しくは退館を命ずることがあります。それにより生じた損害について当財団は責を負いません。

(ただし、使用料についてはP11参照)

- (1) 春日井市文芸館条例、同条例施行規則、許可に付けられた条件、および財団理事長の指示に従わなかったとき。
- (2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

### ◆利用者の遵守事項 【春日井市文芸館条例 第7条、同条例施行規則 第8・9条】

- (1) 文芸館の施設などの収容定員を超えて入場させないでください。
- (2) 文芸館内外の秩序を保つため必要に応じて整理員を置いてください。
- (3) 文芸館の現状の変更または回復、文芸館に入館する方の整理その他文芸館の施設等の利用については、職員の指示に従ってください。
- (4) 入館者に次に掲げる事項を守っていただくようお願いしてください。
  1. 所定の場所以外で飲食し、喫煙または火気を使用しないでください。
  2. 文芸館内を清潔に保つようご協力ください。
  3. 騒音を発し、または暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないでください。
  4. 所定の場所以外に出入りしないでください。
  5. その他文芸館の管理上不相当と認められるような行為をしないでください。
- (5) 許可の際に付けられた条件に従ってください。

### ◆目的外利用等の禁止 【春日井市文芸館条例 第9条】

文芸館の施設等を利用の許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を他人に譲渡し若しくは転貸することはできません。

### ◆職員の立入り 【春日井市文芸館条例施行規則 第10条】

文芸館の管理上の必要により、利用している文芸館の施設等を職員が出入りする場合は、これに応じてください。

#### ◆入館者の制限

#### 【春日井市文芸館条例 第14条】

次のいずれかに該当する方に対して、文芸館への入館を拒絶し、または退館を命ずることがあります。

- (1) 感染症にかかっている方
- (2) 危険な物品を携帯し、または動物（身体障がい者が同伴する身体障がい者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障がい者補助券を除く）を伴う方
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱し、または乱すおそれがあると認められる方
- (4) 文芸館をき損しまたは滅失するおそれがあると認められる方
- (5) 文芸館の管理上支障があると認められる方

#### ◆原状回復義務

#### 【春日井市文芸館条例 第11・13条、同条例施行規則 第14条】

- ・文芸館の利用が終わったとき若しくは利用の許可を取り消されたとき、または利用の中止を命ぜられたときは、直ちに文芸館を現状に復してください。
- ・原状回復義務を履行しないときは、当財団がこれを執行し、これに要した費用を利用者から徴収いたします。
- ・故意または過失により文芸館をき損し、または滅失した方は、直ちにその理由を付けて当財団に届け出て、春日井市長の指示に従い、損害を賠償していただきます。

#### ◆利用器具等の返還

#### 【春日井市文芸館条例施行規則 第15条】

文芸館の施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した設備および器具を職員立ち合いの上、返還してください。



公益財団法人

**かすがい市民文化財団**（指定管理者）

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町5-44  
文化フォーラム春日井

TEL：0568-85-6868 FAX：0568-82-0213

メール：sss@kasugai-bunka.jp

担当：施設サービスグループ



メール